　　　藤枝市死亡獣畜処理事業費補助金交付要綱

　へい獣処理費補助金交付要綱の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　市長は、畜産経営における死亡獣畜処理（以下「処理」という。）について、藤枝市において家畜を飼養する者（以下「畜産経営者」という。）が個々においての処理が困難であると共に、不適当な処理は地域住民に及ぼす影響が大きいため、処理を行う畜産経営者に対し、この処理をした場合に必要な経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成1８年藤枝市規則第２号）及びこの要綱に定めるところによる。

　（補助の対象及び交付額）

第２条　補助の対象は、畜産経営者が飼養している家畜が死亡したとき民間処理施設において処理し、処理施設から報告を受けた者とする。

２　補助額は、毎年度予算の範囲内で市長が定めた額とする。

　（交付の申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　　死亡獣畜の種類、運送費及び処理費を証明する書類

　　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定する申請書等は、市長が別に定める日までに提出しなければならな

　い。

　（交付の決定）

第４条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る事業（以

　下「補助事業」という。）の目的及び内容を審査し、補助金の交付の決定をしたと

　きは、補助金交付決定通知書（第２号様式）により通知する。

　（請求）

第５条　前条の通知を受けた畜産経営者は、通知を受領した日から起算して１４日

　を経過した日までに請求書（第３号様式）を提出しなければならない。

　　　附　則

　この告示は、公示の日から施行し、平成１８年度分の交付金から適用する。